

第3回ひきこもりに係る支援推進会議

令和5年10月12日

(午前10時30分 開会)

○山川生活支援担当課長 定刻となりましたので、ただいまから「第3回ひきこもりに係る支援推進会議」を開会いたします。

構成員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御出席下さいまして、誠にありがとうございます。

議事に入りますまでの間、進行役を務めさせていただきます、生活福祉部生活支援担当課長の山川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、本日の会議資料でございますが、資料1から資料7までと参考資料を事前に送付しております。議事の都度、落丁等ございましたら事務局にお申し出下さい。

本日の会議は、オンライン会議形式としております。また、「ひきこもりに係る支援推進会議設置要綱」第6条によりまして、会議は公開で行います。本日、傍聴の方が参加される予定となっております。

会議資料及び議事録につきましては、後日ホームページに掲載いたします。構成員の皆様方が御発言をされる際は、挙手をしていただき、指名されましたら、マイクのミュートを解除した後に、御所属とお名前をお願いいたします。その後、続けて御発言ください。なお、御発言が終わりましたら、再度マイクをミュート状態にさせていただきますようお願い申し上げます。接続状況を考慮して、ビデオを停止している場合には、答申をしてお知らせをいただきたいと思います。また、接続状況が悪い場合には、ビデオを停止するか、一度退出をして再度入室するなどの対応をお願いいたします。

本日の出席状況につきましては、「第3回ひきこもりに係る支援推進会議（令和5年10月12日）区市町村主管部長出席者名簿」を御覧いただきたいと思います。

続いて、東京都の出席者を紹介させていただきます。

小林 福祉局次長でございます。

中川 生活福祉部長でございます。

○中川生活福祉部長 よろしくお願いたします。

○山川生活支援担当課長 なお、福祉局の関係各部に加えまして、保健医療局、産業労働局、生活文化スポーツ局からも出席させていただいております。

それではここで、本推進会議の座長の小林福祉局次長より、御挨拶申し上げます。

○小林福祉局次長 東京都福祉局次長の小林でございます。構成員の皆様方におかれましては、日頃より東京都の福祉保健行政に多大なる御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日は御多用のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、都では、令和元年9月に設置いたしました「東京都ひきこもりに係る支援協議会」におきまして、学識経験者、家族会・当事者団体、関係機関。そして区市町村の代表として、足立区、町田市、奥多摩町の各委員の皆様にご協力をいただき、令和3年8月に、ひきこもりに係る支援の基本的考え方や今後の方向性などについて提言をいただき

ました。

そして本年3月には、協議会の中に設置いたしました「支援プログラム検討部会」での議論を踏まえ、民間団体向けに、支援のポイント等をまとめた「ひきこもり等のサポートガイドライン」を策定したところをごさいます。引き続き、当事者・家族の状況に応じた支援の在り方等について、検討を進めてまいります。また、提言では、地域における連携ネットワークの構築の目指すべき姿として、「当事者や家族が身近な地域において必要な支援が受けられるよう、多様な関係機関同士が十分に連携していること」を挙げています。

これらの提言を契機といたしまして、令和3年に設立した、この「ひきこもりに係る支援推進会議」は、都の福祉、保健、医療、就労、教育の各分野の部長級職員及び、ひきこもりに係る支援の中核的な役割を担っておられる各区市町村の主管部課長の皆様の御参加により、都の施策や区市町村の好事例等を共有してまいりました。今後も、身近な地域における支援体制の強化等につきまして、情報共有や意見交換を進めていきたいと考えておりますので、本日も活発な御議論をお願いいたします。

国は、全ての区市町村に対しまして、相談窓口の明確化と周知、支援対象者の実態やニーズの把握とともに、1部署だけでは解決しない課題に対応するため、プラットフォームを設置して連携ネットワークを構築することを求めています。

都内の全ての地域におきまして、当事者や家族が、必要な時に、それぞれの状況に応じたきめ細やかな相談・支援を受けられるようにするためには、身近な地域である区市町村における相談体制の充実や、当事者団体、地域家族会等の支援団体も含めた多様な関係機関の一層の連携が必要でございます。

ひきこもりに係る支援の推進におきまして、都といたしましても、区市町村への支援の充実に努めてまいりますので、皆様のお力添えを賜りますようお願いし、冒頭の御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

- 山川生活支援担当課長 では、これ以降の進行は、中川生活福祉部長が務めます。
- 中川生活福祉部長 福祉局生活福祉部長、中川と存じます。進行を務めさせていただきます。

それでは、議題に入ります。まずは、議題（1）「東京都社会参加等応援事業の実施について」でございます。

本事業の内容等について、事務局から説明いたします。その後、意見交換の時間を設けたいと思います。それでは説明をお願いします。

- 山川生活支援担当課長 それでは、最初に資料2を御覧いただきたいと存じます。本資料は、今年度の都におけるひきこもりに係る支援事業取組内容についてまとめた資料となっております。

ひきこもりに対する支援につきましては、一番上の背景・課題のところに記載のとおり、ひきこもり状態の長期化、当事者の高年齢化により、中高年層が増加している背景、

家族の高齢化等により、家族を含めた支援が不可欠になっているという背景を含めまして、ひきこもりに係る支援協議会におきまして、当事者家族の状況に応じた切れ目のない、きめ細やかな支援を行うために協議会において提言をおまとめいただき、公表をしてきたところでございます。

令和5年の取組につきまして御説明をします。令和5年の予算額でございますが、4億6,500万円、昨年度の予算2億2,200万円に比べて増額を措置させていただいております。取組のポイントとしては、白抜きで記載してある4点になります。1点目は、都における「ひきこもりに係る支援協議会」の運営で、学識経験者や当事者団体・家族会、関係機関等からなる協議会において、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細やかな支援について検討をする取組を進めております。

下の欄の3点について、まず左から御説明いたします。2点目は、当事者・家族向けの相談支援として都が設置をしている「ひきこもりサポートネットの運営」ということで、電話、メール等による相談を実施することにより、当事者やその家族等に対してきめ細かな相談支援を実施しているところでございます。

電話相談につきましては、本年度新たに土曜日を含めた週6日の相談体制に拡充をしたところでございます。加えまして、来所等による随時の個別相談を新たに実施したところでございます。さらに、家族会に委託をしてピアサポーターによるオンライン相談を実施しているところになります。

また、一番下ですが、家族セミナー・合同説明相談会を実施しており、本年度につきましては、10月15日都庁5階の大会議場で実施をするほか、市部と区部で2回、全部で3回実施をする予定としております。

3点目の真ん中に記載している都民・関係者への普及啓発・効果的な情報発信につきましては、1つ目は広報の展開ということで、当事者やその家族、一般都民向けに、インターネット広告、新聞広告、交通広告、屋内広告等の広告事業を実施しております。このほか、区市町村のひきこもり相談窓口や関係機関等を紹介するリーフレットを作成し、皆様方にもお配りを申し上げておりますが、都民の方にも周知をしているところでございます。本年度の取組としましては、医療機関等向けに広報ポスターを作成して、掲示をするようお願いをしているところでございます。

一番下の社会参加等応援事業につきましては、後ほど詳細について御説明申し上げますが、中高年齢層を含む全世代が安心して利用できる支援の選択肢を広げるため、支援協議会において検討のうえで「ひきこもり等のサポートガイドライン」を策定し、広く支援団体や関係機関等に周知をするとともに、相談対応や居場所の提供等を都内で行う民間支援団体等と連携して、当事者・家族をサポートするという事業になっております。

4点目は一番右に記載してある、区市町村に対する技術等支援ですが、ひきこもりサポートネットにおきまして、多職種専門チームを設置し、医療、心理、法律等の専門職を配置したケース検討会議を実施しております。また、ひきこもりサポートネットを活

用し、区市町村ごとの取組状況や連携の在り方に合わせた情報交換等を行う、地域におけるネットワーク構築支援事業も実施をしているところです。さらに、区市町村職員向けのリーフレットの作成、ひきこもりに係る支援者等育成研修につきましても、引き続き実施をしております。

一番下ですが、ひきこもり支援推進体制立ち上げ支援補助事業ということで、区市町村における事業の立ち上げを支援するため、国の「ひきこもり地域支援センター等設置運営事業」を新たに実施する区市町村の皆様方に対しまして、事業経費について、区市町村の負担を軽減する事業を実施しております。取組から原則2年間で上限となっておりますが、ぜひ御活用いただきたいと存じます。

続きまして、資料3になります。本日の議題でございます、社会参加等応援事業につきましても御説明をさせていただきます。まず始めに、ひきこもり等のサポートガイドラインの策定と社会参加等応援事業の実施についてというタイトルの資料を御覧ください。

一番左、令和4年度まででございますが、従前は「ひきこもり等の若者支援プログラム」として、若者に対する自立支援を図ることを目的に事業を展開しておりました。それに基づきまして、「若者社会参加応援事業」ということで、「ひきこもり等の若者支援プログラム」に沿って、訪問相談、フリースペース、社会体験活動を実施するNPO等の民間団体を登録し、都民等に周知するという形で実施をしていたところです。

その後、ひきこもりに係る支援協議会におきまして、本事業の見直しに向けた検討をしていただきました。それが真ん中の欄になります。

見直しに向けた検討といたしまして、4点記載がございます。一番上ですが、若者のみならず、中高年齢層を含めた全年齢の当事者・家族等の個々の状態・状況に応じたきめ細かな支援を継続して行う必要。2点目、民間支援団体の支援の統一的な基準等を示すのではなく、地域家族会等の活動も含め、多様な社会資源の取組を受容する必要。3点目、都がより多くの地域資源を開拓し、周知をすることで、当事者・家族が安心して利用できる居場所等の選択肢を広げる必要。4点目、当事者の意思を無視した支援等を行う事業者が存在するため、一定のスキルとモラルを持つ事業者に関する情報を発信する必要。この4点につきまして、御議論いただきました。

その結果、一番右になりますが、令和5年度以降、これらの4点の必要性を盛り込んだ提言「ひきこもりに係る支援の充実に向けて」を踏まえまして、ひきこもり等のサポートガイドラインを策定したところです。

ガイドラインでは、支援対象を若者に限定せず、家族を含む全世代を対象とし、支援の目標を自立支援ではなく、当事者や家族の尊厳と自己肯定感の回復とすると位置づけまして、社会参加等応援事業を実施することといたしました。都は、ガイドラインの方針に沿って支援を行う団体と連携協定を締結いたしまして、その団体について都民等に周知をさせていただく形になっております。この結果、安心して利用できるより多くの

地域資源と連携をし、区市町村の皆様方や広く都民の皆様にも周知をすることで、当事者・家族が利用できる様々な種類、方式の支援の選択肢を広げるということを目的に本事業を再構築したところでございます。

それでは、社会参加等応援事業の概要につきまして、次の資料で説明をさせていただきます。資料4になります。

申し上げた目的に沿いまして、当事者・家族が安心して利用できるより多くの地域資源と連携し、区市町村の皆様方や広く都民の皆様にも周知をすることで、当事者等が利用できる支援の選択肢を広げるという目的に基づきまして本事業は実施いたします。

内容でございますが、本図は一番右に東京都を配置し、左側に皆様方地域の区市町村を含めた地域を配置しております。地域の中には当事者、きょうだい、家族という、この上に本事業で連携をいたします連携団体を配置しているところです。

本事業の内容ですが、一番右の東京都と真ん中にごございます連携団体が協定を締結いたしまして、相互に次の取組を行うことといたしております。都においては、本事業の調整等を担う統括責任コーディネーター配置して、連携団体の開拓等を行うという形で事業を進めております。連携団体につきましては、まずはガイドラインの理念に沿った多様な手法によるサポートを家族や当事者に対して継続して実施いたします。東京都が設置します、ひきこもりサポートネットと連携をして当事者に対するサポートを継続して実施します。

3つ目として、地域における連携ネットワークの構築に協力するというので、区市町村内において地域連携ネットワークを構築していただく際に、連携団体もこの一角として加えていただき、相互に連携をしていただきたいと思いますと考えているところです。都におきましては、連携団体の取組を区市町村の皆様方に情報提供するとともに、都民の方たちにも周知いたします。東京都ひきこもりサポートネットの相談支援におきましても、連携団体と協力して、当事者、きょうだい、家族の方たちのサポートをいたします。都としましては、連携団体に対して、コンサルティングや交流会、研修等の提供により支援をしていきます。

具体的な連携団体をこれから発掘する手法でございますが、次の資料で御説明をします。多様な地域資源の開拓と選択・利用までの流れという本資料を御覧ください。

多様な地域資源、民間支援団体等でございますが、その団体を今後開拓していく方法といたしまして、3点記載をしてございます。

相談支援の視点を持つ統括責任コーディネーターを東京都が設置をしまして、区市町村の皆様方や関係機関等へ聞き取りや独自のリサーチを行うことによりまして、地域で活動している様々な地域支援の情報を収集いたします。本統括責任コーディネーターは、対象団体の現地に赴きまして、代表者等とのヒアリング及び意見交換、活動内容や安全確保体制等の確認を実施いたします。当事者及び家族等をサポートする協力団体につきましては、当事者・家族等の視点から現地確認を統括責任コーディネーターとともに

い、統括責任コーディネーターを補助する役割で改革をしていく形を考えております。

具体的な流れでございますが、右側の開拓からサポート利用までの流れに沿って御説明をさせていただきます。

まず始めに、東京都から社会参加等応援事業につきまして、業務委託をいたします。そこで、業務を受託する受託者は統括責任コーディネーターをここで設置をいたします。この統括責任コーディネーターが区市町村の皆様方のところに赴きまして、地域の多様な資源をリサーチし、そこで発掘された支援団体等につきまして、本事業の趣旨の説明、ガイドラインに基づく支援等を行っている等についての説明をさせていただきます。団体等がその趣旨に賛同いただき、都と連携協定を結ぶ意向をお示しいただいた場合は、その意向をコーディネーターにお伝えさせていただきます。その後、協力団体とともにコーディネーターが現地に赴きまして、活動内容等の確認をさせていただきます。その結果を踏まえまして、事業受託者から東京都に報告をいただきまして、その内容を都で検討いたしまして、都と団体の間で連携協定を7番として結ぶという形を考えております。協定締結後につきましては、都民、区市町村の皆様方へ当該団体の情報等について情報提供を行います。それらの情報を踏まえまして、当事者・家族等の方たちは、様々なサービスの中から御自分に合ったサポートを選択・利用していただくという形を考えているところでございます。

非常に駆け足で恐縮ですが、都におけるひきこもりに係る支援の本年度の取組状況と社会参加等応援事業の概要につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

- 中川生活福祉部長 ただいま事務局のほうから、ひきこもり施策に関する都の取組についての説明がありました。この説明のとおり、都として本事業の施策を進めてまいりたいと考えております。

では、この説明の中で、御不明な点に関する御質問または各市町村における取組状況等を踏まえた御意見などいただければと思っておりますがいかがでしょうか。

区市町村の代表として、支援協議会の委員にも御参画いただいております、町田市さん、奥多摩町さん、いかがでしょうか。町田市さん、いかがでしょうか。

- 町田市 河合所長 町田市保健所の河合です。御説明ありがとうございました。

町田市の状況も含めてお話しさせていただきますけれども、町田市では保健所が中心になってひきこもりの当事者や御家族からの相談に対応しておりますし、また保健、医療、福祉、居場所、就労、教育の各分野の関係する部署や機関と連携して支援を行えるようにネットワーク会議というものを開催して情報共有や事例検討をすることで連携を図っているところでございます。連携を進める中で、当事者や御家族が直接ニーズに合った相談支援機関を選択できるように、ネットワーク会議で連携している関係機関の支援内容を分類して、ホームページ等で広くお知らせをするというようなことで相談につながりやすい環境づくりも行っております。

また、2年ほど前からは、当事者のグループ支援と家族のグループ支援につきましては、市内でひきこもりの支援を行っているNPOの「ゆどうふ」という法人に事業委託をしております。その関係で、そのスタッフの方々とは、事業運営を通じて、担当者間で、毎週のように顔を合わせているというような状況もありまして、こちらとしても民間事業者の柔軟な発想やアイデアをいただくというような機会にもなっておりますし、具体的な支援内容を意見交換できる環境になっていると思っております、連携が非常に大切だということを感じているところです。

今、東京都のほうから社会参加等応援事業について御説明いただきました。ありがとうございます。ひきこもりの相談や支援に関しましては、多様なニーズがございますので、行政だけでは難しい部分も多くありますから、様々な機関との連携が必要ということで、非常に有意義な事業だと感じました。

町田市でも、かつて、相談支援機関が具体的にどのような支援を行っているのか、というようなことを調査して、職員用のリストを作成したことがございましたけれども、ネットワーク会議に参加していない民間団体に関しては、その情報が更新できないというような現状となっております。また、民間の支援団体に関しては、区市町村の境界を越えて活動していらっしゃいますので、新しい団体の把握や実際の支援の内容や、また質をそれぞれの区市町村で確認するというようなことが非常に困難かなと思います。ましてや、支援団体の支援のスキルアップというようなことは到底区市町村では担えない部分かと思っておりますので、その辺りを東京都のほうで行っていただいて、区市町村に具体的な情報提供をしていただけるということですので、私たちの支援の際にも、利用者さんの選択肢の幅が広がって、ニーズに沿った支援につながるというようなことで期待をしているところです。

また、町田市は地理的な問題もありますので、連携団体については都民の方が利用できるということであれば拠点が都外にある場合でも、できるだけ実情を把握していただいて、情報提供いただければありがたいかなと思っております。

多分、協定を結んでいただくことで利用者の方も安心して利用できる環境になるかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中川生活福祉部長 ありがとうございます。それでは奥多摩町さん、いかがでしょうか。

○奥多摩町 大串課長 奥多摩町福祉保健課、大串でございます。

東京都さんの社会参加等応援事業の御説明ありがとうございます。その中で、連携団体ということで、現19団体のうち西多摩地域においては福生市所在のNPO法人青少年自立援助センターさんと連携協定の締結をありがとうございます。西多摩は、いろんな様々な事業等の中でも、広域で対応している中で、西多摩の中で福生市さんのNPO法人さんと連携いただいているということ、ありがたく思います。町田市さんからもありましたけれども、ひきこもりの支援、自治体だけでなく東京都さんはじめ、様々な団体

との連携が必要かと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

奥多摩町は、小規模自治体という中で、自治会の加入率も約90%というような状況もありますけれども、今回ガイドラインを策定いただいた中で、本日の参考資料2の4ページのところで、広域連携の視点というような形で位置づけていただきまして、奥多摩町の場合、身近なところでなかなか地元の役場が相談しにくいというようなところも正直ございますので、そういった中で他の地域でも相談ができるような形でガイドラインに位置づけていただいていること、改めて感謝申し上げます。

奥多摩町でございますが、高齢化率は既に50%を超えておりまして、いわゆる8050問題等もありますけれども、福祉保健課で母子、児童、生活福祉、さらに高齢福祉、介護も所管をしており、地域包括支援センターを中心に40代、50代のひきこもり、なかなか御両親の介護の申請支援、サービス利用につながらないという中で、地域包括支援センターが中心となってそういった御家庭のフォローを進めているところがございます。

町といたしまして、東京都さんとして今回、ひきこもり支援の推進体制立ち上げ支援補助事業拡充という形で資料の2の説明もございましたけれども、小規模自治体という中で、奥多摩町の社会福祉協議会が中心となって、今後重層的支援体制整備、補助事業等も活用させていただきながら、横断的に対応を進めていければと現在、考えている状況でございます。

雑駁ではございますが、奥多摩町の状況ということで以上でございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

○中川生活福祉部長 ありがとうございます。それぞれ貴重なお話、御意見どうもありがとうございます。

ひきこもりにつきましては、今、お話にもありましたとおり、多様なニーズがあります。また、様々な機関との連携が非常に重要になってございます。各区市町村におかれましては、都の連携団体も含めた地域のネットワークの構築を検討していただきますよう、ぜひよろしく願い申し上げます。

時間の都合もありますので、続きまして、議題2の「区市町村における支援の取組について」に移りたいと思います。事務局から説明の後、意見交換をさせていただきたいと思います。

それでは、よろしく願いします。

○山川生活支援担当課長 それでは、御説明申し上げます。今、画面に映っております資料5、区市町村における支援の実例ですが、こちらにつきましては昨年度作成をしたものとなっております。

本実例は目次でございますとおり、都内の区市町村における8つの自治体の取組につきまして、それぞれ提言等を踏まえた取組を実践されている実例を御紹介しているものがございます。昨年度までに、いくつかの自治体さんに、本会議等で御説明をいただいたところがございますが、新たな取組に向けまして、各区市町村の皆様方、これらの具

体的な実例を踏まえて、御参考としていただきながら取り組んでいただきたいと思います。後ほど詳細につきましては、御参照いただければと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

- 中川生活福祉部長 この支援の実例に載っております日野市さんの取組につきまして、資料6にピックアップしてございます。令和4年度版に新たに記載されている取組になります。日野市さんからその状況について、御説明いただきたいと考えております。

日野市さん、よろしくお願いいたします。

- 日野市 健康福祉部セーフティネットコールセンター吉岡主任 よろしくお願ひします。

こんにちは。私は日野市でひきこもり支援の担当をしています、セーフティネットコールセンターの吉岡と申します。本日は、日野市で行っている事業を5分で紹介させていただきます。

セーフティネットコールセンターは、健康福祉部の中の1つの課で、どんな相談もまずは伺う、福祉の初期総合相談窓口です。

セーフティネットコールセンターには、ひきこもり支援、犯罪被害者支援、子供の貧困などの事業を行っているセーフティネット系のほか、自立支援係、ひとり親相談係がありますので、1つの課の中で生活に直結した支援につながりやすいことが強みです。

ひきこもりの個別相談や啓発セミナー、居場所の運営を社会福祉法人に委託しており、市役所のセーフティネットコールセンターのほか、サテライトセンターみらいと、後で出てくる居場所でも相談することができます。

日野市では、平成24年にひきこもり地域支援フォーラムを開催したことから、ひきこもりの支援をスタートしました。赤字になっているところが、新しい取組です。当初、御家族の方を対象に家族のつどいを開催していましたが、家族の方が主催する、日野市ひきこもり家族会が誕生したため、令和3年に市主催の家族のつどいは終了いたしました。現在は、家族会に職員が参加させていただいたり、お互いのイベントの周知をしたり、共催でセミナーを行うなど、連携を取り合い、一緒にひきこもりの問題に取り組んでいます。

現在行っているのは、個別相談、ひきこもりセミナー、居場所「たきあいあい」です。状況に応じて、御家庭への訪問や同行支援なども行います。

個別相談の事業は、セーフティネットコールセンターが広報、予約、受付と大まかな内容の聞き取り、面接会場の確保等を行い、委託先の相談員が実際の面接を行います。相談員は社会福祉士、精神保健福祉士の資格を持っています。御相談の対象は、当事者や御家族、それらの方を支えるスクールカウンセラー等の支援者からの相談もあります。月に1回、3枠の個別相談はオンラインでの相談も可能です。年4回は、市役所から離れた場所で土曜日に相談を行います。相談のしやすさを考えて、このような形になりました。1か月先の予約は常に埋まってしまう状況です。そのため、必要に応じてセーフティネットコールセンターの職員も、相談や訪問、同行支援などを行っています。

令和4年度のひきこもり相談は延べ76件、相談にいらしたのは延べ90人。そのうち当事者が23人、御家族が65人、そのほかが2人になっています。

年に2回、ひきこもりセミナーも行っています。今年度の第1回は、ファイナンシャルプランナーの中森氏をお迎えし、お金を切り口にして家族がコミュニケーションをする方法、不安を解消する方法をお話いただきました。セミナーにはどなたでも来ていただけるため、ひきこもりについての啓発はもちろん、ひきこもりであることを誰にも知られたくないという方や相談に抵抗がある方にも参加しやすく、相談先を身近に感じただけで貴重な機会となっています。

昨年の8月には、庭つき一軒家の空き家を活用した居場所「たきあいあい」をオープンしました。たきあいあいでは、ひきこもり等生きづらさを抱えた方のためのフリースペースが週に2回開催されています。スタッフが常駐し、利用者を見守り、悩みを持つ方には個別に相談に乗ったり、必要な機関につなげていきます。フリースペースにて、茶話会やゲームをするなど、思い思いに過ごしていただける場と時間を提供します。庭の一角を使い、家庭菜園を行ったり、部屋の床にフローリングを張るなどの家のメンテナンスも参加者で行いました。

また、同じたきあいあいで地域の方も活動しています。子ども食堂や不登校の子供とその親の居場所、コミュニティナース、地域のイベントの打合せなど、たきあいあいを拠点に人と人、人と地域が出会い、つながりをつくることができましたと思っています。

以上、日野市のひきこもり支援事業についてお話しさせていただきました。ありがとうございました。

○中川生活福祉部長 日野市さん、ありがとうございました。それでは、これまでの説明で御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。全体を通じてでも結構ですけれども、御意見、御質問等がある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、次に入りたいと思います。事務局から情報提供等があればお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 それでは、資料7を御覧いただきたいと存じます。

現在、都で実施をしております、ひきこもりへの認識に関する世論調査につきまして、情報提供させていただきます。

調査の目的・活用方法でございますが、目的といたしましては、ひきこもりに関する普及啓発や支援策等につきまして、都民の認知度、理解度や関心、要望等を把握し、今後の広報、相談支援、区市町村支援等の施策展開に向けた参考とすることを目的として実施をしております。

活用方法といたしましては、東京都ひきこもりに係る支援協議会における支援の在り方についての検討内容、資料等に反映するとともに、都の広報事業、インターネット広告や交通広告などにおける普及啓発内容、ターゲット層の確認検討、広告媒体の開拓・

選定など今後の効果的な広報展開に活用するとともに、都及び区市町村等の相談窓口や支援団体等の活動情報等の認知度や関心度等を踏まえまして、情報提供の概要や連携方法の確認検討に活用するというを想定しております。

調査項目といたしましては、5点ございまして、1点目としましては、ひきこもり等に関する理解・関心につきまして、ひきこもりのイメージや捉え方につきまして、都民の意識や認知度・理解度等を把握いたしたいと考えております。2点目といたしまして、ひきこもりに関する行動意識になります。都民がひきこもりの状態を自分事として考えた場合の行動意識等について把握。3点目は、ひきこもりに関する周知・啓発につきまして、ひきこもりに関する普及啓発につきまして都民の意識や認知度・関心度を把握。4点目につきましては、ひきこもりに関する支援につきまして、支援内容や相談窓口等につきまして、都民の意識等について把握をいたしたいと考えております。5点目は、都政への要望ということで、都の支援策に反映できるよう、都民の意識や要望を把握する項目として、この5点を調査項目で現在実施をしているところです。

本調査は、ひきこもりに係る実態調査ではなく、意識調査として実施をいたしているところでございます。

一番下、スケジュールになりますが、実施期間としましては、既に終了しておりますが、9月15日から10月9日まで、調査票の送付等により実施をしております。その後、結果の公表時期につきましては、来年の2月頃を予定しているところでございます。

以上、世論調査について御説明申し上げました。

○中川生活福祉部長 それでは、本日予定されていた議事については以上となります。最後、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○山川生活支援担当課長 本日はお忙しい中、御出席を賜りましてありがとうございます。今後、より具体的な話につきましては、必要に応じて課長級の連絡会等で御説明・意見交換等させていただきたいと存じます。連絡会の開催につきましては、改めて日程調整させていただいた上で開催をいたしたいと考えております。

本日は誠にありがとうございました。事務局からは以上です。

○中川生活福祉部長 それでは以上をもちまして、推進会議を閉会させていただきたいと思っております。

皆様どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

(午前11時16分 閉会)